

執筆者:

E-mail☒ [張 翠萍](#)E-mail☒ [郭 望](#)E-mail☒ [林 婧](#)E-mail☒ [志賀 正帥](#)E-mail☒ [蔡 雯嫻](#)E-mail☒ [李 源](#)

1. 会社法(改正草案二次審議稿)¹

全国人民代表大会常務委員会、2022年12月30日公示、2023年1月28日まで意見募集

中国の現行「会社法」は、1993年に制定された後、2005年に全面的に改正され、さらに1999年、2004年、2013年及び2018年にそれぞれ一部の規定について改正が行われた。しかしながら、会社に対し厳しく監督・管理することを基本的な理念として制定された会社法は、既に中国の市場経済におけるニーズに合わなくなってきたため、実務にマッチした更なる改正が急務となっていた。こうした動きのなか、全国人民代表大会常務委員会は、2021年12月24日に「会社法(改正草案)」(以下「一次審議稿」という。)を公示し、その約1年後の2022年12月30日に「会社法(改正草案二次審議稿)」(以下「二次審議稿」という。)を公示した。本稿では二次審議稿について解説するが、一次審議稿の詳細については、弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年1月14日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220114.html)を参照されたい。

二次審議稿における一次審議稿からの変更点は多岐にわたるが、そのうち日本企業やその中国のグループ会社が特に関心を持つと思われるものとして、以下のものがある。

(1) 株主の払込義務の強化

- ① 有限会社設立後、株主が期限どおりに出資金の払込みをしなかったために払込み未了分の持分を喪失した場合、6か月以内に当該持分を譲渡し、又減資して抹消する必要があるところ、そのいずれも行われていないときには、会社の他の株主が自己の出資比率に応じて当該持分につき出資金を払い込む必要がある。なお、株主が出資の期限どおりに出資金を払い込まなかったことにより会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない旨の定めも追加された。
- ② 有限責任会社の株主が出資を引き受けたものの払込期限が未到来の持分について、払込み未了のままこれを譲渡した場合には、譲受人が払込み未了分につき払込義務を負うとされているところ、これに加え、譲受人が期限どおり上記払込義務を履行しなかったときには、譲渡人は、譲受人の払込み未了分について補充責任を負うことが新たに定められた。

(2) 会社のカパナンスの整備

- ① 董事会の職権について、一次審議稿では「会社法及び定款が定める株主会の職権以外の職権を行使する」という概括的な規定が置かれ、董事会の職権を具体的に列挙するという現行法の定め方が変更されていたが、二次審議稿では従来の列挙方式に戻されたうえで、株主会がその権限の一部を董事会に委譲することができることが明確にされた。
- ② 規模が比較的小さい有限責任会社は、監事会を設立する必要があるだけでなく、全株主が同意すれば監事を置く必要もないことが明確にされ、機関設計の柔軟性が高められている。

¹ 中国語: 公司法(修订草案二次审议稿)

(3) 董事の賠償責任保険に関する規定の新設

会社は、董事の任職期間中、董事が業務の執行に起因して負担する賠償責任のために、賠償責任保険を付保することができることが明記された。

(4) 上場会社のガバナンスの強化

- ① 国務院の証券監督管理機構に対し、上場会社の独立董事に関する具体的な管理弁法を規定する権限を付与した。
- ② 上場会社の会計監査委員会の設置及びその職権に係る規定が追加された。
- ③ 上場会社は法により株主及び実質的支配者の情報を開示しなければならず、かつ、法令に違反した形での上場会社の株券の代理保有はこれを禁止すると定められた。

(5) 「国家出資会社」の機関設計に対する改革

国家出資会社のうちの国有独資会社は、監事会又は監事を置かず、董事会内に設置される会計監査委員会が、会社法が定める監事会の職権を行使すると定められた。

(6) 会社登記の強制的抹消に関する規定の新設

会社の登記機関は、営業許可証の取上げ、又は会社の閉鎖命令若しくは取消命令を受けたにもかかわらず、3年が経過しても清算が完了していない会社に対し、企業情報公示システムを通じて公告することができ、公告期間の終了後、異議がなければ²、当該会社の登記を強制的に抹消できると定められた。

2. 民事訴訟法(改正草案)³

全国人民代表大会常務委員会、2022年12月30日公布、2023年1月28日まで意見募集

中国の現行「民事訴訟法」(以下「現行法」又は「民訴法」という。)は1991年に採択されて以降、2007年、2012年、2017年及び2021年の4回にわたる改正を経ており、今回公布された「民事訴訟法(改正草案)」(以下「本草案」という。)は5回目の改正に向けたものといえる。

本草案では、13の条文が修正され、また、16の条文が新設され、その内容は、現行法の第4編(涉外民事訴訟⁴の手續に係る特別規定。以下「涉外民事訴訟編」という。)に対する改正と、それ以外に対する改正の2つに大きく分けることができる。

現行法の涉外民事訴訟編に対する改正においては、基本的に現行の司法解釈⁵など⁶における規定を踏襲したものが多く、涉外民事事件に対する人民法院による裁判管轄権を拡大するとともに、手續上の利便性を図ろうとしている。本稿では、現行法の

² 条文上明確ではないが、「債権者その他の利害関係人からの異議がなければ」という趣旨であると解される。

³ 中国語：中華人民共和國民事訴訟法(修正草案)

⁴ 次に掲げるいずれかの事由がある場合には、人民法院はこれを「涉外民事事件」と認定することができる定められている(『民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈(2022年改正)』(以下「民訴法解釈」という。)520条)。

- ・ 当事者の一方又は双方が外国人、無国籍者、外国の企業又は組織であるとき。
- ・ 当事者の一方又は双方の常居所地が中国の領域外にあるとき。
- ・ 目的物が中国の領域外にあるとき。
- ・ 民事関係を発生させ、変更させ、又は消滅させる法律事実が中国の領域外で発生したとき。
- ・ 涉外民事事件と認定することができるその他の事由

⁵ 最高人民法院が公布する司法解釈は、下級人民法院における法適用及び解釈を指導する裁判規範となるため、中国では重要な法規範であると考えられている。

⁶ 『民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈(2022年改正)』(法釈[2022]11号)、「全国法院涉外商事海事審判業務座談会會議紀要(2021年)」など。

涉外民事訴訟編に対する主な改正点を紹介する。

(1) 涉外民事事件に対する裁判管轄権の拡大

① 裁判管轄権が及ぶ涉外民事事件の類型について

土地管轄においては、被告地主義(被告の住所地又は常居地の人民法院が管轄権を持つ。現行法 22 条)を原則としつつも、一定の例外、例えば、契約紛争に起因する訴訟であれば、更に契約履行地の人民法院による管轄が、権利侵害行為に起因する訴訟であれば、更に権利侵害行為地⁷の人民法院による管轄がそれぞれ認められている(同 24 条、29 条)。そして、中国領域内⁸に住所を持たない者を被告とする涉外民事事件であって、「契約紛争又はその他財産権益紛争」に起因する訴訟については、以下の中国に関する要素があれば、契約締結地、契約履行地、訴訟目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構の住所地の人民法院が裁判管轄権を持つとされている(同 272 条)。

中国に関する要素	裁判管轄権を有する人民法院
契約が中国領域内において締結され、又は履行される場合	契約締結地又は契約履行地の人民法院
訴訟の目的物が中国領域内にある場合	訴訟目的物の所在地の人民法院
被告が中国領域内において差押えに供することができる財産を有する場合	差押えに供することができる財産の所在地の人民法院
被告が中国領域内において代表機構を設置している場合	代表機構の住所地の人民法院
(右記裁判管轄権を人民法院に認める場合の「中国に関する要素」は条文上不明確)	権利侵害行為地の人民法院

本草案 276 条は、現行法 272 条について、上記の「契約紛争又はその他財産権益紛争」を「財産権益紛争及び非財産権益紛争」に修正し、人民法院が裁判管轄権を有することのできる涉外民事事件の類型を拡大するとともに、上表網掛け部分について民訴法解釈 24 条も取り入れつつ下表のように修正した。

中国に関する要素	裁判管轄権を有する人民法院
権利侵害行為の発生地又は結果発生地が中国領域内である場合	権利侵害行為の発生地又は結果発生地の人民法院

さらに、紛争が中国と「その他の適切な関連」がある場合にも人民法院が裁判管轄権を有する旨の規定を追加し、あらゆる紛争類型において中国との「適切な関連」性さえあれば人民法院が裁判管轄権を持ちうる建付けにした。

② 涉外民事事件に関する合意管轄について

紛争と実際に関連のある地点が中国領域内にない場合であっても、当事者が書面により中国の人民法院を合意管轄として選択したときには、人民法院は当該紛争につき裁判管轄権を有することができる旨の規定が新設された(本草案 277 条)。

③ その他

涉外民事事件に対する人民法院の裁判管轄権の拡大に関する改正のほか、裁判管轄については、主に以下の改正が行われている。

人民法院が専属管轄権を有する涉外民事事件の種類の追加	<ul style="list-style-type: none"> 中国において中外合弁契約、中外合作契約等の履行に起因する紛争の訴訟については、中国の人民法院が専属管轄権を有するとされている(現行法 273 条)。
----------------------------	--

⁷ 「権利侵害行為地」には、権利侵害行為の実施地と権利侵害の結果発生地とが含まれる(民訴法解釈 24 条)。

⁸ なお、ここでいう「中国領域内」には、香港、マカオ及び台湾は含まれない。

	<ul style="list-style-type: none"> • 上記に加え、以下の訴訟についても中国の人民法院が専属管轄権を有すると定められた(本草案 279 条)。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国領域内で設立された法人等の設立、解散及び清算並びに当該法人等が行った決議の効力等に起因する訴訟 ➢ 中国領域内において審査・付与された知的財産権の有効性等に起因する訴訟
<p>外国の裁判所との管轄権の競合における調整規定の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当事者間の同一の紛争について、外国の裁判所及び中国の人民法院での訴訟が併存し、又は外国の裁判所の訴訟が先行する場合であっても、中国の人民法院が裁判管轄権を有するときには、当該紛争に関する提訴を受理できるとされている(ただし、当事者が外国の裁判所を選択する旨の専属的合意管轄(かつ民訴法の専属管轄に関する規定に違反しないもの)を定め、中国の主権、安全又は社会公共利益に関わらない場合には、当該提訴を却下できる。本草案 282 条)。 • 外国の裁判所が先行して訴訟を受理し、民訴法の規定によれば当該外国の裁判所の判決を中国の人民法院が承認する可能性がある場合には、一部の例外を除き、人民法院は、当事者の書面申請により審理中の訴訟を中断することができる(本草案 283 条)。
<p>越境 EC などのクロスボーダー消費や情報ネットワークを利用した権利侵害行為に関する涉外民事事件の管轄に関するルールの明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 消費者が中国領域内に住所地を持たない事業者などを相手方として提起する訴訟については、消費者の住所地が中国領域内にあれば当該住所地の人民法院が裁判管轄権を有する(本草案 280 条 1 項)。消費者と事業者とが定型約款(民法典 496 条)によって管轄合意をした場合、当該合意管轄に従って消費者が提訴することが消費者にとって明らかに不便である場合には、消費者は当該合意管轄に係る条項の無効を主張することができる(同条 2 項)。 • 情報ネットワークを利用した権利侵害行為による損害に関する訴訟については、コンピュータなどの情報設備の所在地、権利侵害の結果発生地又は被侵害者の住所地が中国領域内にある場合には、中国の人民法院が裁判管轄権を有する(本草案 281 条)。

(2) 涉外民事事件における送達手段の充実化及び公示送達期間の短縮

涉外民事事件における送達の効率化を図るため、本草案は、中国領域内において住所を有しない当事者への送達について、新たな送達方法(例えば、当該当事者が外国の自然人で、中国領域内の企業の法定代表者などに就任している場合には、当該企業に送達することができる。)を追加した(本草案 285 条 1 項 6-9 号)。また、公示送達の期間が 3 か月から 60 日に短縮された(同条 2 項)。

(3) 外国の判決・仲裁判断の承認及び執行

① 外国の判決

現行法では、外国の判決の承認・執行を行わない理由として、「中国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に反する場合」と定められており(現行法 289 条)、その内容は決して具体的ではなかった。本草案は、司法の透明性を高めるべく、外国の裁判所に管轄権がない場合など承認・執行を行わない理由を明確にした(本草案 302 条・303 条)。

② 外国の仲裁判断

外国の仲裁判断の承認・執行については、被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならないが(現行法 290 条)、それに加え、本草案は、申立人の住所地又は紛争対象と適切な関連のある地点の中級人民法院を追加した(本草案 306 条)。

3. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0⁹

全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2022年12月16日公布、同日施行、業種規範性文書

「個人情報保護法」38条1項が定める、個人情報取扱者が業務などの必要性により個人情報を中国国外に提供することが必要である場合におけるアプローチの1つである個人情報保護認証(以下「安全認証」という。))について、全国情報安全標準化技術委員会¹⁰秘書処は、2022年6月24日に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範」(以下「認証規範 V1.0」という。))¹¹を公布した後、2022年11月8日における「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0(意見募集稿)」¹²(以下「V2.0 意見募集稿」という。))の公示を経て、2022年12月16日に「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0」(以下「認証規範 V2.0」という。))を正式に公布した。

認証規範 V2.0 は、V2.0 意見募集稿と比較すると、用語の調整などの形式面の修正にとどまっているものが殆どであるが、下記3つの変更点が注目に値すると思われる。

(1) 5.1 に定める個人情報取扱者と中国国外受領者との間で締結される法的拘束力を有する書類について

V2.0 意見募集稿では、個人情報に係る権益への侵害行為に基づく「法律責任が不明確な場合¹³において、個人情報取扱者が法律責任を負う」旨の定めを置くべきとされていたが、認証規範 V2.0 では、個人情報取扱者と中国国外受領者「双方の負うべき民事法律責任を明確に約定すべき」旨の定めを置くべきと変更された。これは、法律責任の所在が不明確な場合に専ら個人情報取扱者が当該責任を負うべきとする V2.0 意見募集稿の考え方を見直すものであり、責任負担について当事者間の書面による合意に委ねることになり、いわば、責任分担に関する当事者間の事前の取り決めの重要性及び必要性が強調されているといえる。

(2) 6.1 に掲げる個人情報主体の権利の保障について

認証規範 V2.0 では、6.1 に掲げる個人情報主体の権利を個人情報主体が有することを個人情報取扱者及び中国国外受領者が認め、かつ、個人情報主体による当該権利の行使のために便宜を図るべきである旨の明文規定が設けられた。

(3) 6.1 に掲げる個人情報主体の権利のうちの訴権について

V2.0 意見募集稿では、原告である個人情報主体は自らの常居住地を管轄する裁判所に対して個人情報取扱者及び中国国外受領者を相手方として提訴することができる旨の、いわば民事訴訟法の定める被告地主義とは異なる権利を個人情報主体に与えるべきとの考え方に基づく定めが置かれていた。認証規範 V2.0 では、上記例外的規定が削除され、あくまで民事訴訟法により確定される管轄裁判所に提訴できる旨に変更され、その結果、個人情報主体が提訴する場合といえども被告地主義を始めとする民事訴訟法の定める土地管轄に関する規定に従って処理されることが明確にされた。

認証機構は新たに公布・施行された認証規範 V2.0 に基づいて安全認証を実施することになるため、同規範は認証規範 V1.0 に代わって、個人情報の越境移転が実施される際のアプローチとして安全認証を利用する場合の重要なガイドラインとなる。もっとも、認証機関のリストがまだ公表されていないため、安全認証の実施に必要な体制が全て整ったとはいえ、関連立法を引き続き注視する必要がある。

⁹ 中国語：网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0

¹⁰ 全国情報安全標準化技術委員会は、国家標準化管理委員会が設立の承認・指導をし、かつ、業務上は、中央サイバーセキュリティ及び情報化委員会弁公室の指導を受け、情報安全標準化の技術業務に従事している組織である。

¹¹ 認証規範 V1.0 の詳細については、弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年7月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220715.html)を参照されたい。

¹² V2.0 意見募集稿の詳細については、弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年12月16日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_221216.html)を参照されたい。

¹³ ここでいう「法律責任が不明確な場合」とは、個人情報取扱者及び中国国外受領者のどちらが法律責任を負うかについて法令において不明確な場合を指すと解される。

4. 工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行)¹⁴

工業情報化部、2022年12月8日公布、2023年1月1日施行、部門規範性文書

工業情報化部は、2021年9月及び2022年2月の2度の意見募集¹⁵を経て、ほぼ2022年の意見募集稿を踏襲した内容で、2022年12月8日に、工業・情報化分野におけるデータ(以下「工業・情報化データ」という。)セキュリティ管理に係る総括的な法令として、「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行)」(以下「本弁法」という。)を正式に公布した。

本弁法は、全8章42条から構成され、中国国内において実施される工業・情報化データ¹⁶取扱活動¹⁷及びそのセキュリティに対する監督管理を適用範囲とする。その主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 工業・情報化分野におけるデータ及びデータ取扱者の概念の確定、監督管理の範囲及び監督管理職責の明確化
- (2) データの類別・等級別管理、重要データの識別及び届出に関する要求の確定
- (3) 異なる等級のデータに対する、データの収集、保存、加工、伝送、提供、公開、削除、越境移転、移転、委託処理等の各段階における適切なセキュリティ管理及び保護要求の提示
- (4) データセキュリティのモニタリング・早期警戒、リスク情報の送信及び共有、緊急時管理、苦情申立て・通報受理等の業務メカニズムの構築
- (5) データセキュリティのモニタリング、認証、評価の実施に関する要求の明確化
- (6) 監督管理当局による監督検査等の業務要求に係る規定
- (7) 法令違反行為に関する法律責任及び懲罰措置の明確化

これまでの意見募集稿からの変更点の一つとして、「工業・情報化データ取扱者」について、その定義に「自主的に取扱目的、取扱方法を決定する」という要件を付加して、「データ取扱活動において自主的に取扱目的、取扱方法を決定する工業企業、ソフトウェア及び情報技術サービス企業、電信業務経営許可証を取得した電信業務事業者、無線電信周波数、無線局(ステーション)を使用するエンティティ等の工業・情報化分野における各種エンティティ」という内容に調整するとともに、工業・情報化データの種類とリンクさせ、工業・情報化データ取扱者を所属する業種に応じて、工業データ取扱者、電信データ取扱者、無線電信データ取扱者等に分類した点を挙げることができる。また、中央レベルの国有企業による工業・情報化データのセキュリティ管理に係る特別な要求が新設されており、工業・情報化データに対する規制の更なる強化が窺える。

中国国内における工業・情報化データ取扱活動に従事する企業は、本弁法を受け、しかるべきデータセキュリティ管理体制を整備する必要がある。とりわけ、工業情報化部による工業・情報化データの類別・等級、重要データ及び核心データの識別・認定、データ等級別の防御等に関する標準規範、業種別重要データ及び核心データの具体的なリスト制定並びに地方の業種所管当局による所在地域の重要データ及び核心データの具体的なリストの制定を引き続き注視し、自社のデータリソースを定期的に整理し、関連標準・規範に従い重要データ及び核心データを識別し、リスト化することが肝要である。他方、かかる工業・情報化データ取扱者である取引先や中国国内拠点とデータのやりとりを行う外国企業は、本弁法により取引先や中国国内拠点が受けうる規制を視野に入れて対応の体制を整えることも求められる。

¹⁴ 中国語: 工业和信息化领域数据安全管理办法(试行)

¹⁵ 第1回意見募集稿と第2回意見募集稿との比較については、弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年3月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220315.html)を参照されたい。

¹⁶ 工業・情報化データの種類には、「工業データ」、「電信データ」及び「無線電信データ」が含まれる。「工業データ」とは、工業の各業種・各分野における研究開発・設計、生産・製造、経営・管理、運営・メンテナンス、プラットフォーム運営等の過程で生成及び収集されたデータをいい、「電信データ」とは、電信業務の経営活動において生成及び収集したデータをいい、「無線電信データ」とは、無線電信業務活動において生成及び収集された無線電信周波数、無線局(ステーション)等の電波パラメータのデータをいう(本弁法3条)。

¹⁷ 「データ取扱活動」とは、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等が含まれるがこれらに限られないと定められている。

5. データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任指針¹⁸

中国サイバーセキュリティ産業連盟、2022年12月30日公布、2023年2月1日施行、業界団体技術規範

「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等の法令におけるCSRに関する要求の組織による実施を促進し、法令及び基本的な道徳規範を遵守することを前提として、組織によるより高い社会的価値の実現及び持続可能な発展への最大限の取組みをサポートすることを目的として、中国サイバーセキュリティ産業連盟¹⁹(以下「CCIA」という。)は、2022年9月8日における「データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任指針」(以下「本指針」という。)の意見募集稿の公示を経て、同年12月30日に本指針を正式に公布した。

本指針は、以下の5つのテーマから計24の指標を提示することを通じて、データセキュリティ及び個人情報保護に係る具体的な社会責任範囲及び優先事項を示している。

- (1) 組織ガバナンス及び内部管理
- (2) コンプライアンス性、イノベーション性及び価値の体現
- (3) 公平な運営、競争及び提携
- (4) 消費者権益の保護
- (5) 公益への参加及び社会の発展

例えば、上記(1)のテーマにおける指標の1つである「実施主体及びリソースサポート」では、「実施主体」及び「リソースサポート」の意義の説明とともに、組織が取るべき行動及び達成すべき期待について以下のとおり定めている。

- ・ 特定の役員をデータセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任業務の責任者に指定し、その職責を明確にする。
- ・ データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任業務を担当する部門又は担当者を指定し、当該部門又は担当者が社会責任を履行する際の目標、職責及びプランを明確にする。
- ・ 関連部門又は担当者の職責において、社会責任の履行状況を定期的に公開しなければならないことを明確にする。
- ・ データセキュリティ及び個人情報保護に関連する社会からのフィードバック情報の収集のために技術的なサポートを提供する。
- ・ データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任の履行のために特別かつ十分な予算を提供する。

なお、本指針の別紙Aにおいて、データセキュリティ及び個人情報保護に係る社会責任の履行状況に対する評価方法が示されており、前記の24の指標についてそれぞれ3つのランクが定められている。また、別紙Bにおいて、前記24の指標に対応する具体例が示されている。

本指針は、データセキュリティ及び個人情報保護について、データセキュリティ法、個人情報保護法等の法令が定める内容以上に社会責任を果たすよう企業に推奨し、かつ、詳細な評価基準を提示している。その意味では、本指針は、法的な拘束力を有しないガイドラインであるものの、データセキュリティ及び個人情報保護の重要性が増してゆく中国において、企業がデータセキュリティ及び個人情報保護に関するコンプライアンス体制を整備するうえで重要な参考資料になると思われる。

6. 消費促進のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見²⁰

最高人民法院、2022年12月26日公布、同日施行、最高人民法院司法文書

2022年12月15日及び16日に、中国の2023年における経済政策基本方針を決定する2022年中央経済工作会議が北京市で開催され、同会議では、消費の回復・拡大を優先事項として位置付けることが強調された。こうした背景を踏まえて、経済の

¹⁸ 中国語：数据安全和个人信息保护社会责任指南

¹⁹ CCIAは、サイバーセキュリティ理論研究、技術研究開発、製品研究生産、評価・認証、教育・トレーニング、セキュリティサービス等の事業に携わる企業・事業団体及びユーザー団体により自発的に構成され、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室の指導及び監督管理を受ける業界団体である。

²⁰ 中国語：最高人民法院关于为促进消费提供司法服务和保障的意见

安定性を図るための国务院の一連の政策・措置が司法分野で実行されることを後押しすべく、最高人民法院は、2022年12月26日に、「消費促進のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見」(以下本項において「本意見」という。)を公布した。

本意見は、以下の4つのテーマから30に及ぶ具体的な措置を提示している。

- (1) 消費者の権益に対する司法保護の強化
- (2) 生産・経営者の権益に対する司法保護の強化
- (3) 誠実信用があり、公平かつ高効率な市場秩序の維持
- (4) 司法サービス水準の更なる向上

上記(1)のテーマについては、①食品・薬品の安全の保護、②プリペイド式消費における消費者権益の保護、③ライブコマースに関する電子商取引・プラットフォーム紛争事件における審理の適切化、④消費者の個人情報保護の強化等を含む16個の措置が提示されている。例えば、「ライブコマースに関する電子商取引・プラットフォーム紛争事件における審理の適切化」については、ライブルーム運営者の情報明記義務の履行状況及び取引の外観、ライブルーム運営者と経営者との約定、経営者との提携モデル、取引の過程、消費者の認識等の要素を考慮してライブルーム運営者の責任を認定することなどが定められている²¹。

上記(2)のテーマについては、①知的財産権に対する保護の強化、②プラットフォーム経済の健全かつ秩序ある発展の保障、③新消費モデルの育成への支援等を含む6つの措置が提示されている。例えば、「知的財産権に対する保護の強化」については、知的財産権侵害の懲罰的賠償制度の厳格な運用、知的財産権分野での虚偽訴訟²²、悪意訴訟²³、訴権濫用等の誠実信用を欠く訴訟行為の取締り、中小企業の核心的技術などに対する保護の強化等の措置が定められている。

上記(3)のテーマについては、①商品・サービスの機能の虚偽・誇張宣伝が詐欺を構成する場合の懲罰的賠償責任の適用、②「二者択一」の強要を含む市場における支配的地位の濫用行為への規制、③信用失墜生産者・経営者情報開示プラットフォームの構築の推進等の具体的な措置が定められている。

上記(4)のテーマについては、①消費紛争解決のオンライン化の品質・効果の向上、②消費者権益司法救済制度の整備、③消費関連紛争の解決手段の多様化、④多種多様な手段による消費者権益に対する司法保護に係る宣伝の強化等の措置が定められている。

本意見は、消費者、生産・経営者及び市場秩序の3つの側面から消費の回復・拡大を促進するための司法保護を図ろうとするものである。企業は、消費者関連の紛争リスクを低下させるためにも、本意見を参照して、生産・経営体制を見直したり、消費者の個人情報の保護を含むしかるべきコンプライアンス体制の整備等の対応をすることが重要と思われる。

7. 雇用の安定のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見²⁴

最高人民法院、2022年12月26日公布、同日施行、最高人民法院司法文書

雇用の安定に係る業務を適切に行い、雇用優遇政策を着実に実施し、感染症拡大防止及び経済社会発展をより適切に両立させ、より一層人民法院の職責・役割を発揮するため、最高人民法院は、2022年12月26日に「雇用の安定のための司法サービス・保障の提供に関する最高人民法院の意見」(以下本項において「本意見」という。)を公布した。

²¹ ネットワーク消費紛争事件の審理に関する最高人民法院の司法解釈として「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定(一)」がある。同司法解釈については、弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年4月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220415.html)を参照されたい。

²² 「虚偽訴訟」とは、一般に、原告や被告などが通謀して虚偽の法律・事実関係をねつ造し、証拠を偽造することにより、裁判所に誤った判決を行わせ、訴訟に参加していない者の利益に損害をもたらす訴訟をいうと解されている。

²³ 「悪意訴訟」とは、一般に、明らかに正当な理由がないことを知りながら、相手方に損害を与えることを目的として提起される訴訟をいうと解されている。

²⁴ 中国語：最高人民法院关于为稳定就业提供司法服务和保障的意见

本意見は、以下の4つのテーマから14に及ぶ具体的な措置を提示している。

- (1) 雇用優遇政策の推進・実施、市場主体の安定化及び雇用の保障への支援
- (2) 新雇用形態における雇用の規範化、プラットフォーム経済の持続可能な発展の推進
- (3) 労働紛争事件の適切な処理、労使双方の権益の保護
- (4) 手続法の正確な適用、訴権行使の保障

上記(1)のテーマについては、①段階的な社会保険料支払猶予政策及び不動産賃料減免政策の実施、②金融支援政策の実施、法に基づく金融貸付契約紛争事件の審理、③高等教育機関卒業生の就職の支援、多様なルートによる柔軟な雇用の促進等に関する措置が提示されている。

上記(2)のテーマについては、①新雇用形態における労働者の適法な権益の保障、②実情に応じた新雇用形態における労働関係の合理的な認定、③労働者が業務・任務執行時に損害を被った場合の責任分担メカニズムの整備等に関する措置が提示されている。

上記(3)のテーマについては、①感染症流行と関わる労働紛争事件の適切な処理、②生産・経営が難しい状況にある使用者と従業員との間の賃金支払猶予に関する協議、③使用者と従業員との間の法に基づく協議への積極的な指導及び支援等に関する措置が提示されている。

上記(4)のテーマについては、①感染症流行状況の変化及び証拠の状況を踏まえた(不可抗力などを理由とする)期間延長の可否に対する総合的な判断、②企業の労働・生産再開に係る紛争事件の効率的かつ適切な処理、企業の負担軽減、労働・生産再開への支援等に関する措置が提示されている。

本意見で示されている司法サービス・保障措置については、労働者の適法な権益の保護に配慮するだけでなく、使用者の立場から、社会保険料の支払猶予や不動産賃料の段階的な減額など、企業が直面する可能性のある様々な困難についても支援する姿勢を明確にしている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 